

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

賃貸型応急住宅入居申込書

「令和 8 年 8 月千葉豪雨に係る千葉県賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実と相違ありません。

【申込者】

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所 (避難前の住所)	〒	
現在の居住地 (避難施設等)	現在の居住地について、下記のいずれか○をしてください。 ・ 避難所 ・ ホテル旅館 ・ 自宅 ・ 親戚、友人宅 ・ その他 ()	
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

- ・ 「入居希望物件概要書」 (様式第 1 号の 2) のとおりとする。

【入居希望期間】 ※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

期 間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (入居日から原則 2 年以内。応急修理を利用する場合は、応急修理の申込日から最長 6 か月)
-----	------------	--

【入居予定者】 申込者以外の入居予定者について記入してください。

入居する親族等	氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	備 考

【被災状況等の確認】 該当する項目に☑を付けてください。

1 被災した住宅の状況	☐ 住家が全壊、全焼又は流失した ☐ 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない又は水害によるにおい等の影響で生活が困難 ☐ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない ☐ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる者 ☐ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
2 資力要件	自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。 ☐ はい ☐ いいえ
3 個人情報	記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意 ☐ 同意する ☐ 同意しない
4 その他	1 災害救助法が適用された市町に、令和8年8月13日時点において在住していた。 ☐ はい ☐ いいえ 2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。 ☐ はい ☐ いいえ 3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない。 ☐ はい ☐ いいえ 4 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。 ☐ はい ☐ いいえ
5 添付書類	☐ 賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号） ☐ 入居希望物件概要書（様式第1号の2） ☐ 同意書（様式第2号）又は 確約書（様式第3号） ☐ 誓約書（様式第4号） ☐ 罹災証明書（要綱第6条(2)③に該当する場合は不要） ☐ 住民票の写し（原本）（入居予定者全員分 続柄記載あり、マイナンバー記載なし） ※ 罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載が無い場合 ☐ 申出書（様式第5号） ☐ 臭気確認書（様式第5号の2） ※ 実施要綱第6条(2)②において、耐え難い悪臭等の原因の場合 ☐ 切替契約に係る同意書（様式第6号） ※ 申込者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合 ☐ 受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」 ※ 実施要綱第6条(2)④に該当し、応急修理期間中に応急仮設住宅を利用者であって、既に応急修理申込をしている場合

【注意事項】

- ・賃貸型応急住宅とは、民間の賃貸アパートなどを千葉県が借り上げ、提供する住宅です。
- ・賃料等は千葉県が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。
- ・賃貸型応急住宅に入居した場合、原則として、他の応急仮設住宅に入居（転居）はできません。